

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

An interpretation of the Berlusconi phenomenon

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2006-06-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村上, 信一郎, Murakami, Shinichiro メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/638

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



ベルルスコーニ現象の解釈学

村上信一郎

選挙によるクーデタ

イタリアでは2006年4月9・10日に総選挙が行われ、中道左派連合「ユニオーネ」Unioneが僅差で勝利を収めて、5年ぶりに中道右派から中道左派への政権交代が実現した。ところが下院での得票差はわずか0.07%，約2万5,000票にすぎず、逆に上院では中道右派が得票率で1.26%上回る結果となっていた(Corbetta & Vassallo2006)。それにもかかわらず中道左派が勝利を収めることができたのは、皮肉なことに、中道右派政権が総選挙を数か月後にひかえた2005年12月になって急遽、選挙法を改正したからであった(村上2006A, D'Alimonte & Chiaramonte2006)。

世論調査ではつねに中道左派がおよそ8%ほどの差をつけて優位にたっていた。こうした劣勢を挽回するために、ベルルスコーニ政権は総選挙直前における選挙法改正という民主主義の信義則に反する「禁じ手」を用いるにいたったのである。

イタリアでは1993年の国民投票において82.9%という世論の圧倒的な支持を得たことにより、1994年の総選挙からは、1948年のイタリア共和国第1回総選挙以来適用されてきた比例代表制にかわって、小選挙区・比例代表並立制による総選挙が実施してきた。たしかに小選挙区・比例代表並立制という選挙制度の導入によって、国民投票運動の指導者たちが唱えたイギリスをモデルとするような二大政党制(bipartitismo)がイタリアにもたらされたかといえば、とてもそうとはいいがたかった。またイタリア政治学界の泰斗

ジョヴァンニ・サルトーリが辛辣に批判しつづけたように、このとき導入された選挙制度も制度工学的な観点からみれば、党派的利害によって歪められた不完全なものであった (Sartori 1995, 1996)。それにもかかわらず、この選挙制度によって、まがりなりにも諸党派が左右の選挙連合に分かれて競い合う二大陣営制 (bipolarismo) が成立し、それら二大陣営間における政権交代がすでに実現をみたということも否定しがたい事実であった。

ここで、あらためて想い起こすべきことは、小選挙区・比例代表制は、たとえ不完全なものであったとはいえ、イタリアの政治改革が国民の圧倒的な合意 (82.9%の賛成) を得ることによってもたらした唯一の改革であったということである (Ginsborg 2001)。だからこそ、これはイタリアの「第二共和制」への移行を特徴づける制度的な象徴となった。いいかえると、これは「第二共和制」への移行を特徴づける新たな「ゲームの規則」として有権者の意識のなかに定着していくことによって、じょじょにではあるが、その正統性を高めつつある選挙制度ということができた。したがって、政治改革の唯一の成果である選挙制度を、きわめて恣意的な党利党略からいともかんたんに葬り去るという行為は、民主主義の基本原則を逸脱した権力の濫用であり、その意味において「多数派の専制」 (tyranny of majority) といわざるをえないものであった (Sartori 2006)。

しかも、中道右派政権が導入した新選挙法は、表向きには比例代表制への復帰と称したものの、連立与党間の複雑な利害計算を盛り込もうとしたために、著しく整合性を欠く、奇怪きわまりないものとなった。じっさい下院では、たとえ過半数に達しなくとも、全国で最大多数を得た政党連合に340議席（全議席の約54%）を与えるという「プレミアム」条項を設けていた。プレミアムは本質的には比例代表制にはなじまないものである。だが、皮肉なことに、このプレミアムのおかげで、中道左派はわずか0.07%の得票差であつたにもかかわらず、下院において過半数をはるかに越える議席を獲得することが可能となつたのである（中道左派348議席、中道右派281議席）。

上院の選挙制度はさらに複雑怪奇なものとなった。すなわち全国20の州を単位とする比例代表制となり、各州で最大多数を得た政党連合にはその州の全議席の55%を与えるものとした。これによって上院では下院とはまったく異なる多数派が形成される可能性が生じることになった(Agosta2006)。じつさい、当初は中道右派がわずか1議席ながら優位にたっていた。だが思わぬ落とし穴が待ち構えていた。それは今回これも中道右派の思惑から新たに設けられた海外在住イタリア人のための6議席の帰趨である。そのうち4議席が中道左派のものとなったために、中道左派が158議席、中道右派156議席となり、わずか2議席の差ではあったが、上院でも中道左派が多数派となった。もしそうならなければ、中道右派が僅差で上院の多数派を握ることになり、上下両院の多数派が異なるという「ねじれ」現象が生じることになっていたであろう。それによって新政権の発足すら危うなったかもしれない。いずれにせよ、この選挙法改正によって、新政権の統治能力(governability)が大きく損なわれことになったことだけは、まちがいなかった。

たしかに、皮肉なことに、中道右派はこの選挙法改正の「ブーメラン効果」により下院では大きく議席を失うことになった。しかし上院では多数派こそ失ったものの、与党に拮抗しうる勢力の維持に成功した。そればかりか比例代表制が復活したことにより、勝利を収めた中道左派連合「ウニオーネ」を構成する諸党派の細分化(fragmentation)が今まで以上に進行した。いうのも、単独政党名簿の阻止条項は4%とされたものの、政党連合名簿に参加した個々の政党の阻止条項は2%とされたことから、小政党でも容易に議席を獲得できるようになったからである。そのため、中道左派連合を構成する諸党派間の政策的・イデオロギー的距離はきわめて大きなものとなった。また、それにともなって新政権の凝集力も最初から著しく低下することになった。1993年の選挙制度改革が小選挙区制を導入することによって目指したイタリアの多党制を二大政党に再編することや、こうした政党再編をとおして凝集力の高い多数派政権を創出し、ひいては政権の統治能力を向上させると

いう目標とは、まったく正反対の結果が生じることになったのである。

いいかえると中道右派政権は、まるでナチ・ドイツ軍がアルノ河畔に地雷を仕掛けてフィレンツェを撤退したときのように、よしんば自分たちが敗北して中道左派の手に政権が移ったとしても、その統治能力 (governability) を直ちに麻痺させてしまいかねない「地雷」を新選挙法のなかに仕掛けたうえで、選挙戦にのぞんでいたのである。そこには、もはや古典的な政治的リアリストの用語法でいう国益 (national interest) や国家理性 (raison d'état) の観念のかけらすらなかった。党派的な私的利害を最優先とするあまり、統治能力の衰弱による国家威信の低下や、それにともなう国民の不利益の増大といったことなど一顧だにしようとはしなかったのである。その意味で、彼らはもはや愛国者でもナショナリストでもなかった。ましてや近代民主主義の基礎をなす立憲主義の精神などどこにもない。彼らの意識の中では、すでに「政治」も「公共財」(public good) としての性格を失い、完全に私化・私物化・私有財産化 (privatize) された財 (good) として觀念されていたといわざるをえない。選挙法ですら連立与党間で取引可能な (negotiable) 政治的「商品」にすぎないものとなってしまったのである (Sartori 2006)。

そもそも議会内多数派が、選挙法というゲームの規則を、それも総選挙を間近にひかえて、自らに有利となるように変えるなどということが、許されてもよいのであろうか。もしかりに、それが当たり前ということになれば、軍部こそ登場しないものの、その本質は「クーデタ」と変わらないものとなるであろう。いわば選挙による「クーデタ」である (村上 2006B)。政権交代のたびに選挙制度が変わるという悪夢。たしかに、まだそこまではいっていないだが、それはいいながらも選挙という正統化の手続きが形式的に踏襲されるかぎりにおいて、これもまた民主主義ということで、結局は受け入れられてしまうことになるのではないだろうか。しかし、こうしたたぐいの反則をくりかえしていくならば、まるで金属疲労を起こすようにして、民主主

義が劣化していくことだけは、まちがいない。むしろ、そうした民主主義の劣化に対して、その異変に気づかなくなってしまう私たちの市民的感受性の退化、いいかえるとある種本能的で生理的な「抗体」（嫌悪感や怒り）の減少こそ、ほんとうに重大な危機の徵候といわなければならぬのかもしれない（Sylos Labini2006）。

政治学の敗北

シルヴィオ・ベルルスコーニが、1994年に得た政権を一旦は失い、あらためて政権の座に返り咲いたのは、2001年5月13日の総選挙によってであった（村上2001）。それからベルルスコーニ政権は5年の任期を全うして、今回の総選挙に臨んだ。そして政権の座を失った。だが、この政権は、文句なしにイタリア共和国史上最長の記録をもつ長期政権ということができた（より正確にいうならば、連立与党間の内紛から2005年4月22日にベルルスコーニ政権が総辞職したために、その最長不倒記録は1,430日で停止した。しかし、その翌日には新政権が発足したため、事実上、ベルルスコーニ政権は任期満了まで続くことになった）。キリスト教民主党が半永久的に政権の座を占めていた「第一共和制」の時代には、政権の平均寿命はおよそ8か月といわれていた。そのためイタリアは、選挙によって示された民意とは無関係に、与党内あるいは連立与党内の内紛によって政権がくるくると変わってしまう、政情不安定な国と見なされてきた。したがって、こうした観点にたつならば、ベルルスコーニ政権はイタリア史上まれにみる長期安定政権を樹立することに成功したということができたのである。

じっさいベルルスコーニの率いる中道右派連合「自由の家」（Casa della Libertà）は、2001年の総選挙において、下院で368議席（中道左派は247議席）、上院でも176議席（中道左派は128議席）を獲得したことにより、上下両院において安定した多数派を形成することに成功していた（イタリアでは上下両院の権限が対等であることから、上下両院で多数派を占めることには

極めて大きな意味があった)。

それゆえイタリアの政治改革の理論的な唱道者の人となった政治学者ジャンフランコ・パスクイーノは、2001年総選挙がイタリア共和国史上画期をなす「重大選挙」(critical election) の一つであると高く評価した。なぜならば、戦後の総選挙で初めてイタリアの政党がはっきりと2つの陣営に分かれ、それぞれの陣営が統一した首相候補者を立てて選挙戦を戦い、中道右派連合が上下両院において明確な勝利を収めた結果、総選挙の民意にもとづいて政権交代が実現したからである、というのであった。それどころか、パスクイーノは、2001年総選挙が、イタリア共和国において初めて実施された1948年総選挙にも匹敵する画期的な総選挙であるとした。すなわち、1948年総選挙においては、キリスト教民主党が共産党と社会党からなる「人民戦線」に対して勝利を収めることにより、その後のキリスト教民主党を中心とする一党優位政党制 (predominant party system) が構築されていく重要なきっかけが与えられることになった。ちょうどそれと同じように、2001年総選挙では、中道右派連合「自由の家」が、小選挙区・比例代表制という新たに導入された選挙制度のもとで、それまでとはまったく異なる新たな政治体制の始まりを表すものとして、政権交代を実現したというのである。それゆえパスクイーノは、2001年総選挙は、1948年総選挙がそうであったように、新たな政治体制の基礎を築いた選挙、すなわち「[新体制]創設選挙」(founding election) と命名し、この総選挙がもつ画期的な意義を驚くほど高く評価していたのである (Pasquino2002)。

こうした選挙研究に依拠した2001年総選挙の評価は、この総選挙よってイタリアがようやく他の西欧民主主義諸国と同じような政治体制に移行したという、比較政治学的な観点からの評価と深く結びつくものであった。いいかえると、イタリアの民主主義は、これでやっとその「特異性」(peculiarity) や「変則性」(anomaly) を克服するにいたったと考えられたのである (Allum & Newell2003)。それどころか、2001年総選挙から生まれた第2次

ベルルスコーニ政権は、イタリア共和国史上初めて成立した「強力な民主主義政権」(strong democratic government)であるとさえ見なされていた。その理由は、凝集力の高い議会内多数派が生まれるとともに、政府と与党連合とのあいだにも有機的な関係が成立したことによって、首相のリーダーシップが格段に強化された結果、総選挙で明示された政権綱領の実現を可能とする高い統治能力を獲得したからである、というものであった(Donovan 2003)。

また、こうした認識は、政治改革の唯一の成果である選挙制度改革が、10年たらずの歳月を経て実を結び、やっとのことで「長い過渡期」(Pasquino 2000)に終止符を打つことができるようになったという、制度工学的な観点からみた著しく楽観的で肯定的な判断とも結びつくものであった。

しかし、イタリア共和国史上最長不倒記録を達成したベルルスコーニ政権が終わりを迎えたいま、その5年間の業績について、これほどまでに楽観的で肯定的な評価を下す論者は、ベルルスコーニ本人とその支持者たちを除けば、もはや皆無に近いといつてもよいであろう。いいかえると、選挙研究であれ、比較政治学であれ、制度工学であれ、多かれ少なかれアングロ・アメリカン的な政治科学(potitical science)のパラダイム(さもなければバイアス)に則った政治分析は、ベルルスコーニ政権がもつ「比類なき独自の」(sui generis)性格を捉えることにおいて、ことごとく無残な敗北を喫していたのである。

もちろん、たんにこれだけの事実をもって政治学の敗北と断定することは早計である。しかし、こうした判断の背後に、いちじるしく機能主義的かつシステム論的で、じつはきわめて予定調和的な政治観が横たわっていたことは明らかであった。いうのも、選挙制度を改革すれば、それにともなって投票行動の変容が生じることにより、政党システムにも、政治主体の主観的な意図を越えた形で再編が引き起こされていくという、非人格的で機能主義的な自動メカニズムが始動すると考えられていたからである。たしかにベル

ルスコーニは、こうしたモデルが想定したように、「凝集力の高い」議会内多数派を形成し、それと「有機的に」結合した「強力な」政権を生み出すことに成功した。だが、その結果は、期待とはかけ離れたものとなった。というのも、その「強力な」政権が、たとえ民主主義の基本的なゲームの規則である選挙法の改正であっても、自派陣営の利益にかなうことであれば、ためらうことなく強行突破していくような性格を持つものであったからである（しかも選挙法改正は中道右派の政権公約には全く含まれていないものであった）。すなわち「強力な」政府は、民主主義の統治能力を高めるのではなく劣化させるような方向で権力を行使していたのである。このような「政治」の過剰ともいえる現実に直面したとき、いいかえると機能主義的な観点からの予定調和が崩れ去ったとき、政治学は往々にしてその無力を露呈する。なぜならば、もはや客観的で科学的にニュートラルな観察者の立場に止まることができなくなるからである。判断停止に陥りたくなければ、何らかの規範的な価値判断を避けることができなくなるのである。こうした隘路から抜け出るためには、機能主義的で予定調和的な図式を離れて、とりあえずは「政治」の過剰な現実についての具体的で詳細な事例の記述を重ねていくこと、文化人類学者のクリフォード・ギアーツの言葉を用いるならば、「厚い記述」(thick description) を試みるしかないように思われる（村上2003B）。

政治のエントロピー

イタリアの政治改革は、一般に、1992年2月17日のミラノ検察庁「清潔な手」(mani pulite) 捜査班による構造汚職の大量摘発から始まったといわれている（もっとも1991年6月9日の国民投票から始まったという見方もある。この国民投票では、クライエンテリズムや政治腐敗の元凶と考えられた候補者個人に対する選好票 (preference voting) の一票への削減が95.6%もの支持を得て成立した）(Di Pietro 2000, Barbacetto 2002)。それから、もう15年近くもの歳月が過ぎようとしている。たしかにイタリア「第一共和制」は、

この国がまるで旧ソ連・東欧の共産主義諸国と同じであったかのように、みごとなまでに崩壊した。だが、すでに「第二共和制」への体制移行（regime shift）が完了したと考えるものは、誰一人としていない。いまだに「長い過渡期」が続いているのである。それどころか、今では、いかなる「第二共和制」が形成されつつあるのか、それがどこに向かって進もうとしているのか、はっきりと答えられるものは、誰一人としていない（Pasquino2000）。

今から考えると、政治改革を主導した基本的な理念は、比較的単純な制度工学モデルに則ったものであった（Sartori1994）。それは政治改革を、たとえていうならば、古典物理学における力学的な因果関係モデルによって説明できるようなものとして考えていた。それゆえ、こうした発想は、とりわけアングロ・アメリカン的なパラダイムに基づく比較政治学に顕著な機能主義的で予定調和的な政治システム観とも高い親和性を持つものであった。

しかし、イタリアにおける政治改革のその後の推移を考えてみると、むしろ熱力学でいうエントロピーのメタファーを用いる方が、より正確に事態の特質を言い当てることができるようと思われる。エントロピーとは、複雑さの程度を表す熱力学的な概念であり、複雑さやでたらめさが増大すればエントロピーは大きくなる。熱力学第二法則によると、外部とのあいだに熱や物質の交換が生じない孤立したシステムにおいては、熱は高温物体から低温物体へと一方向的にしか移動しない。いいかえると孤立系においては、エントロピーは不可逆的に増大していくことになる。こうしたメタファーを用いるならば、イタリアにおける政治システムのエントロピーが、不可逆的な形でますます増大しつつあることは、まちがいないように思われるるのである。

2001年5月13日の総選挙では、中道右派連合「自由の家」の統一首相候補者としてベルルスコーニの人格に焦点をあわせた空前絶後の選挙キャンペーンを開いた（村上2001）。5月8日には国営放送RAIの第一チャンネルの人気トーク番組「ポルタ・ポルタ」に出演して、司会者ブルーノ・ヴェスパのまえで「イタリア人との契約」（il patto con gli italiani）に署名し、そ

の契約に示された目標を達成することができなければ、潔く政界から引退するに厳かに宣言した（Ricolfi2005, Ariemma2006）。そればかりか、すでに高速道路や駅前広場や大通りには巨大なベルルスコーニの立て看板が林立し、ベルルスコーニの成功譚をカラフルな写真を交えて綴った127ページの小冊子『ひとつのイタリアの物語』（*Una storia italiana*）がイタリアのおよそ1,200万の全世帯に郵送されていた。

このように莫大な費用を投じて大規模で集中的な選挙キャンペーンを展開することにより、国民同盟のジャンフランコ・フィーニや北部同盟のウンベルト・ボッシといった「自由の家」を構成する連合パートナーの党首の存在は完全に霞んでしまい、この総選挙は、まるでアメリカの大統領選挙のような様相を帯びるものとなっていました。いいかえると総選挙は、上下両院議員を選出するという本来の機能を喪失して、たった一人の政治的人格をめぐる人民投票（plebiscite）を演出するための舞台装置となっていました。通常の政治過程からは断絶された非日常的な祝祭空間が仕掛けられていったといつてもよいだろう（Eco2006）。

それゆえ、総選挙が「政治」のすべてとなった。しかも、それは通常の意味での総選挙ではなかった。メディアが異常なまでに煽情を掻きたてることによって構築された擬似的で閉鎖的な「闘技場」のなかで、有権者はもはや理性的な審判者というよりも、一人の政治指導者に対してイエスかノーかを表明するだけの受動的な観客に変質させられていた（Sartori1997）。したがつて、総選挙といっても、有権者にとっては、つかのまの興奮状態のなかで投票するという一瞬の間に終る行為それ自体にしか意味がないものとなってしまった。いいかえると、投票するという行為が、日常的な政治的文脈にもとづいて蓄積されてきた有権者の政治的判断や政治的感性とは切り離された次元においてなされる、なれば即的な反応に変わってしまったのである。それゆえ、有権者が次の総選挙までの日常的な政治過程には深い関心を抱かなくなる一方で、あらゆる日常的な政治過程が次の総選挙に向けた「永続的な

選挙運動」(Bendicenti2001) のための「手段」と見なされるようになっていく。いうまでもなく、それは日常的な政策決定過程の空洞化と頽廃へと繋がっていく。なぜならば政策決定の結果が選挙では問われなくなってしまうからである。それにもかかわらず選挙以外は「政治」ではなくなっていく。総選挙が政治の人格化と劇場化をとおして人民投票へと変質していくかぎりは、この悪循環を断ち切ることは不可能であるといえよう(Calise2006)。

いずれにせよ、ベルルスコーニは当然のことながら、この総選挙の勝利によって、中道右派連合「自由の家」が上下両院で多数派を獲得したというよりも、むしろ自分自身に対する国民の直接的な「委任」(madate) が成立したと考えた。イタリアでは、大統領が憲法上の権限にもとづいて、総選挙後に諸党派の指導者と協議をしたうえで首相候補者を指名し、組閣を要請するという形式的手続きをとることが慣例となっていた。しかし、ベルルスコーニは、大統領が、諸党派の指導者との協議を経ることなく、国民からの直接的な「委任」にもとづき、直ちにベルルスコーニに対して首相指名を行うべきであると主張した。ベルルスコーニは憲法にもとづく大統領権限の事実上の修正を要求したのである。だがカルロ・アゼリオ・チャンピ大統領は、首相（イタリアでの正式名称は閣僚会議議長 Presidente del Consiglio dei Ministri）をも含む閣僚任命権はあくまでも大統領にあるとして、これを拒否した。そのためベルルスコーニの要求はむなしく費えてしまう。それでもかからわらず、ベルルスコーニは、ヴァーチャルな人民投票によって国民からの直接的な「委託」を受けたという考えに固執しつづけた。そしてイタリア共和国史上、もっとも強力なリーダーシップとカリスマを持つ首相として振舞おうとしつづけた。つまり、あたかもアメリカないしフランスの大統領に匹敵する強力な権限を獲得した首相であるかのごとき態度をとりつづけたのである。

ところが総選挙という祝祭が終れば、すべてがいつもどおりの日常的な「政治」の世界であった。ベルルスコーニの率いるフォルツァ・イタリアが

下院比例区において29.4%の得票率を獲得して議会内第一党の地位を占めたとはいえ、それだけで過半数を制することのできる単独政権ではなかった。つまり、ベルルスコーニがいかに国民の直接的な「委託」を得たと考えたとしても、「自由の家」もしょせんは中道右派諸勢力の寄り合い所帯でしかなかつた。そのため総選挙が終るやいなや組閣をめぐり大騒動が生じた。ちなみに「自由の家」は、大きくいってフォルツァ・イタリアの他に、ネオ・ファシスト政党「イタリア社会運動」の流れを汲む国民同盟（下院比例区で12.0%）、1996年9月15日には「パダーニア共和国」の独立宣言をおこなう一方で、過激な反EU論や反イスラム移民論を唱えていた北部同盟（下院比例区で3.9%）、かつてのキリスト教民主党の末裔である「キリスト教民主センター」と「統一キリスト教民主派」（下院比例区で3.2%）から成り立っていた。

なかでも北部同盟が4%の阻止条項を下回るわずか3.9%に止まったために、大騒ぎを繰り広げた。そして中道右派勢力のなかでも北部同盟だけが、ベルルスコーニの人民投票型選挙キャンペーンの「犠牲」になったとして、閣僚ポストによるその埋め合わせを強く要求した。北部同盟のウンベルト・ボッシは、かつて1994年3月総選挙で華々しいデビューを飾った第一次ベルルスコーニ政権をわずか8か月で倒閣に追い込んだ元凶であった。それだけに、北部同盟との選挙協力はベルルスコーニの中道右派連合にとって死活にかかる意味を持っていた。というのも1996年総選挙で中道右派連合が中道左派連合「オリーヴの木」に敗北したのは、北部同盟が中道右派連合にも中道左派連合にも与せず、分離主義を掲げて単独で選挙戦をたたかたからであった（北部同盟は10.1%と健闘した）（高橋2003）。

それゆえベルルスコーニは、パヴィア大学の税法学教授でフィニンヴェスト社の顧問税理士でもあったジューリオ・トレモンティの仲介により、イギリスのトニー・ブレア首相がスコットランドやウェールズにもたらした「デヴォルーション〔地方分権〕」（devolution）を政権綱領とすることでボッシとの関係を修復し、2001年の総選挙に臨んでいたのである。いずれにせよ、

そうした過去の経緯があったために、ベルルスコーニはボッソの「威嚇」に対してもトラウマと見紛うほど弱腰で妥協的な姿勢をとることになった。すなわち、わずか3.9%の得票率しか獲得できなかった北部同盟の圧力に屈して、23閣僚ポストのうち3つ、しかも法務大臣、労働大臣、制度改革・地方分権大臣（無任所）という重要ポストを提供した（村上2002）。このことからも明らかのように、ベルルスコーニは、国民からの直接的な負託を得た大統領的な首相であると豪語していたにもかかわらず、すでに組閣の段階において、強力なリーダーシップを発揮するどころか、自らの意思によって閣僚ポストを決めることすらできなかつたのである。

そればかりか、ベルルスコーニは、もともと政策的・イデオロギー的にも著しく同質性の低い連立諸党派間の対立に終始悩まされつづけた。とくに国民同盟はポスト・ファシストを自称していたものの国家主義的な色彩は今なお強く、またローマ以南の南部イタリアの公務員層を主要な支持基盤としていたので、北部同盟の唱える「デヴォリューション」には強い不満を抱いていた。そればかりか中道右派内の旧キリスト教民主党系政党も北部同盟にひきずられてベルルスコーニ政権が過度に反EU色を強めていくことに大きな不安を抱いていた。そのため2004年6月の欧州議会選挙と地方選挙で中道左派に敗北したことを機に、これらの連立与党の不満が爆発した。そしてフォルツァ・イタリアと北部同盟を繋ぐキーパーソンであることを「資源」にして国庫相、予算相、財務相に加えて、南部政策担当相と経済計画担当相をも兼任するという史上最強の権限を付与された「経済相」に就任し、ベルルスコーニ政権に「独自の」新自由主義的な経済政策を代表する重要な「顔」となったトレモンティに対する激しい攻撃が始まり、結局はベルルスコーニもその事実上の更迭を認めざるを得なくなったのである。

このように、ベルルスコーニは、大統領型の強力なリーダーシップを発揮したとはいがたい、連立与党間の駆け引きにもとづく妥協を余儀なくされていた。いいかえると連合政権を組んだ個々の政党が、統一政権としての政

策的な整合性を完全に無視して、個別利益だけを最大限追求するというアーチーな権力闘争が展開されていくことになった。それにもかかわらず、中道右派連合においては権力維持が至上命題となり自己目的化されていたので、政権の崩壊には至らなかった。したがって、かえってそうした連立与党間の政策的な取引や妥協の対象が、日常的で個別的な政策課題を越えて、憲法や選挙法の改正あるいは司法制度改革という、国家の制度的枠組や国民生活の基本動向に多大な影響を及ぼす最重要課題にまで拡大されることになった（高橋2002）。いいかえるとベルルスコーニ政権は、個々の政策領域における利益配分をとおしてではなく、憲法や国家制度に関わる、ある意味ではイデオロギー的ともいえる最重要課題を連立与党間の取引材料にすることによってでしか、権力維持を図ることができなかつたのである。

本来ならばベルルスコーニ政権は、とっくの昔に崩壊していても不思議ではなかつた。しかし連立パートナーの北部同盟と国民同盟とキリスト教民主連合は、三すくみの状態のまま牽制しあつてたために、ベルルスコーニを引きずりおろして自分たちの党首を首相に据えることはできなかつた。それだけではなく、ベルルスコーニは、自分が支配する巨大なメディア装置を永続的に動員することができたために、そのパーソナルなリーダーシップは、たとえヴァーチャルでレトリカルであったにせよ、存続しつづけた。したがつてベルルスコーニのパーソナルなリーダーシップに対する中道右派連合内部からの挑戦は、いつも最後の紙一重のところで回避された。ベルルスコーニのすでに中身のない表層的なリーダーシップを打倒するだけであれば、さほど難しくはなかつた。しかし、中道右派連合が多数派としての権力を維持しつつ、新たなリーダーシップを確立することは至難の技であった。それができなかつたからこそ、ベルルスコーニ政権は5年間も続いた。そして2006年の総選挙でも結局はベルルスコーニが中道右派の首相候補者となつた。中道右派諸勢力もまた、すでに自己言及的（self-referential）となつていたヴァーチャルでパーソナルな権力メカニズムの罠から抜け出しができなくなつ

ていたのである（村上2004）。

クレプティカル・デモクラシー

2001年に成立したベルルスコーニ政権の基本的な特徴をクレプトクラシー（kleptocracy）と呼ぶことができる（Della Porta & Vannucci2001）。クレプトクラシーとは盜賊（klepto クレプト）・支配（cracy クラシー）を意味する。だが、それはたんに盜賊が国家を支配するというようなものではない。それは究極の政治腐敗である。なぜならば支配者（盜賊）が公権力と私的利の境界線を恣意的に操作しうるような権力を握ることで、いいかえると非合法な行為をも合法化しうるような権力を握ることにより、公権力も支配者の私的利を最大化するための単なる一手段に変えることができるようになるからである（村上2004）。

すでに述べたように、イタリアの政治改革は1992年2月17日のミラノ検察による構造汚職の大量摘発から始まったといわれている。この出来事をイタリアでは「タンジェントーポリ」（Tangentopoli 賄賂都市・汚職列島）と呼ぶ（Di Pietro2000）。ベルルスコーニは、こうした事実を歴史から抹消することに全力を傾けた。そのために国家権力とメディア権力を総動員した。イギリスの週刊誌『エコノミスト』が2001年総選挙の直前に「[ベルルスコーニに] イタリアを任せてよいのか」と題する告発記事で指摘したように、ベルルスコーニは、そのときまでに計14件もの裁判を抱えていた。しかも、その多くが殺人事件の共犯、資金洗浄、マフィアとの共謀、脱税、政治家・裁判官・財務警察への贈賄といった、一国の首相にはあるまじき重大な犯罪に関わるものであった（Lane2004）。

しかし、ベルルスコーニは、これらの裁判はすべて「赤い司法官」、すなわち自由な市場経済と私有財産を否定する共産主義者の検事や判事たちが、自分を貶めるためにでっちあげた、党派的な「冤罪」であり、政治的な「陰謀」であると主張した。いいかえると「タンジェントーポリ」や「政治家と

マフィアとの癒着疑惑」なるものも、ミラノやパレルモに巣くうアカの検事や判事が仕組んだ司法による「クーデタ」だとした。そればかりか自分が所有する3チャンネルの全国ネットを持つ民間商業テレビのトーク番組では、何人かの人気キャスターをとおして、このような政治的陰謀説がくりかえし唱えられた。まるでベルルスコーニのほうこそ政治的な罠に陥った無実の「犠牲者」であるかのごときキャンペーンが展開されていったのである（Tuccari2002）。

だがベルルスコーニが意図する究極の目標は、個々の判事や検事との争いに勝利することではなく、司法制度そのものを自らの支配下におくことであった。すなわち憲法で保障された司法権の独立性を打破することであった。とくに、それまで最高司法会議の下で一体となっていた裁判官と検察官の任用制度を分離し、後者を法務大臣の監督下におくことを、司法制度「改革」の最大の眼目としていた。司法権の独立性を打破し、政府の司法権に対する影響力の拡大と介入を容易にすることは、とりもなおさず政府による合法と非合法の境界線の恣意的な変更を可能にするということであり、法治主義、あるいは「法による支配」そのものの解体を意味するものであった。自らの事業の拡大と蓄財の過程で犯してきた数々の違法行為（企業犯罪）に対する司法の訴追を免れるために、ベルルスコーニが目指したのは、まさに絵に描いたようなクレプトクラシー（盜賊支配）だったのである。

そればかりかベルルスコーニは、司法制度「改革」の実現を待つまでもなく、政府および議会内多数派をとおして、民主主義の基本原則である「法の前の平等」とは真っ向から対立するような、自分自身とその腹心たちが犯した企業犯罪に対する刑事訴追の「免責」（impunity）を最大限図ろうとする「特定個人向け法律」（lex ad personam）を制定した。民主主義体制を前提としつつ、いわば立法権の「家産制的な」（patrimonialistic）運用を行おうとしたのである（Ginsborg2004）。それを象徴的に示す法律が、2001年10月3日法律366号であった。この法律によって「会計帳簿の不実記載」

(falso in bilancio) は、当該企業の経営状態を著しく歪曲する「重大な改竄」の存在が証明されないかぎり、刑事罰の対象とはならなくなつた。そうではないかぎり、ほとんどの不正経理は、反則金の支払いによって処理されてしまう「軽犯罪」の範疇に含められることになった (Pepino2003)。ベルルスコーニとその腹心たちが抱える裁判の多くは会計帳簿の不実記載、すなわち粉飾決算が起訴理由とされていた。じっさい、ベルルスコーニは、この法律のお陰で多くの裁判の無罪を勝ち取つたのである。

この法律によって、高級スーツに身を包む企業ビジネスマンの仮面を被つた「盗賊」たちにとっては、じつに好都合なビジネス環境が整つた。というのも会計帳簿の不実記載は、脱税、違法取引、不法送金、資金洗浄などマフィアがらみの違法ビジネスとも密接な結びつきを持っていたからである。したがつて、この法律は、ベルルスコーニを刑事訴追から免責しただけではなく、マフィア（シチリア）、カモッラ（ナポリ）、ンドランゲタ（カラーブリア）、サクラ・コローナ・ウニータ（プーリア）といった、イタリアの南部社会を長年にわたりその土台から蝕んできた組織暴力犯罪の蔓延をさらに助長するものとなつた。その意味においても、まさにクレプトクラシーの象徴としかいいようのない法律であった。

ベルルスコーニの企業集団フィニンヴェスト社のなかで、つねに最高の収益をもたらしていたのは広告会社プリタリア社であった。その社長として辣腕を揮い、またベルルスコーニが1994年総選挙に初めて出馬したときの選挙対策本部長としてフォルツァ・イタリアの立ち上げに尽力したのは、マルチエッロ・デットリ上院議員であった。しかしシチリアのパレルモ出身であるデットリには、ベルルスコーニが暮らすミラノ郊外のアルコレ邸の「馬丁」（じつは用心棒）として幼なじみのマフィアのボスであるヴィンチェンツオ・マンガーノ（後に終身刑の判決を受けるが獄中で病死）を紹介して以来、いつもマフィアの黒い影が付きまとつていた (Veltri2001)。2001年総選挙において中道右派連合「自由の家」はシチリアにおける61の小選挙区

のすべてで勝利を収めた (Diamanti2003)。こうした「自由の家」の勝利にマフィアが少なからざる役割を果していたことは明らかであった。またデッルトリがフォルツァ・イタリアとマフィアとの重要な「パイプ」役となってきたことは、もはや誰の眼にも隠しようのない事実ということができた (Stille2006)。

ベルルスコーニ政権のインフラストラクチャー兼運輸大臣となったピエロ・ルナルディが、2001年8月に、公共事業を効果的に推進していくにはマフィアとも共存しなければならないと発言したことは、まさにこの政権がマフィアと深く癒着していたことを、はからずも明るみに出すものとなった。いずれにせよ、ベルルスコーニが司法当局に対する激しい闘争を展開し、1992年の「政治改革」のきっかけとなった「タンジェントーポリ」や「マフィア捜査」が司法当局の仕組んだ政治的な陰謀事件にほかならないと主張しつづけることは、司法による捜査の矛先を鈍らせるという点で、じつはマフィアにとっても大きな利益をもたらすものであった。また会計帳簿の改竄の軽犯罪化や時効成立年数の短縮といった、いわゆる「ベルルスコーニ法」も、企業犯罪や金融犯罪にも深い関わりを持っていた組織暴力団にとってはきわめて好都合なものであった。よしんばベルルスコーニ側にはその意図はなかつたとしても、客観的な利害において、両者のあいだに共犯関係が成り立っていたことは明らかであった。その意味において、ベルルスコーニ政権は「プロ・ビジネス (pro-business)」である以上に「プロ・クリミナルな」(pro-criminal 親一犯罪結社的な) 政権であるということができた。

したがってベルルスコーニの新自由主義は、アダム・スミスやフリードリヒ・ハイエクが考えた「市場の自由」とは、もはや何の縁もゆかりもない独自の経済思想というべきものであった (Sylos Labini2006)。それによれば、政治権力が民営化 (=私有財産化、家産化) されることによって、市場の自由化とは脱法行為が最大限まで自由化されることを意味し、規制緩和とは違法行為の合法化を意味するものとなった。しかもベルルスコーニのクレプト

クラティック・ネオリベラリズム（盗賊支配的新自由主義）は、大衆の「劣情」を刺激する「媚薬」を大盤振舞いするクレプトクラティック・デモクラシー（盗賊的民主主義）でもあった。

じじつ、ベルルスコーニ政権のトレモンティ経済相は、2003年5月、イタリア共和国財政史上最大規模となる155億ユーロもの税収捕捉を目的とする、脱税の「赦免」(condono)を実施していた。この措置により、脱税をしていた個人や法人は、納税を申告し、8～4%の重加算税を支払うことで、それまでの脱税行為が赦免されることになった。しかも、脱税していた個人や法人の匿名性は保証され、高額納税者（脱税者！）になるほど、その重加算税率も低くなった。さらには財務警察による税務調査中のものや、脱税容疑で起訴中あるいは控訴中のものまで、この赦免の対象に含まれるとされていた。当時現職の首相であったベルルスコーニが所有するテレビ・広告部門の持株会社メディアセットも、ベルルスコーニ自身は当初否定していたにもかかわらず、自分たちのオーナー兼首相によって決定された脱税赦免をちゃっかりと利用することにより、本来ならば1億9,700万ユーロもの納税を必要としていたのにたいして、それをわずか3,500万ユーロで済ますという、とてつもなく有利な「節税」の恩恵を享受していた(Petrini2003)。

このようにして、ベルルスコーニは自分自身が率先して音頭をとることにより、脱税者のあいだの「負」の連帯意識にもとづく一種の「共犯者・連帯ネットワーク」(complicit solidarity network)を構築していった（ついでにいえばベルルスコーニ政権は脱税のみならず違法建築の赦免措置も実施していた）。そこにはベルルスコーニのようなイタリアで一番の大富豪もいれば、マフィアやカモッラのボスのような犯罪ビジネスマンもいたが、それだけではなく、「第三のイタリア」(terza Italia)といわれ80年代以降の経済成長の原動力となってきた北部のヴェンチャービジネスの中小企業経営者、さらには折からの不動産ブームに乗って収益型マンション投資を始めた都市の小資産家や年金生活者など、必ずしも富裕層とはいえない膨大な数の

庶民まで含まれていた（Veltri2005）。

こうした庶民が脱税や違法建築の赦免によって受け取ることのできる恩恵は、客観的にみれば、ごくささやかなものでしかなかった。それにもかかわらず、一旦「共犯者・連帯ネットワーク」に加わったことにより、同罪意識とともに受益者意識をもつことで、ベルルスコーニが犯したような桁外れに重大な犯罪的行為をも免責しなければならないと感じてしまったのである。そして、それがベルルスコーニの支配するマス・メディアをとおして日常的に宣伝されるベルルスコーニ冤罪論やアカの司法官の政治的陰謀説と結び付けられることで、大きな相乗効果が生み出されることにより、膨大な数の潜在的なベルルスコーニ支持有権者層が形成されていくことになった。このように「クレプティカル・ネオリベラリズム」（盗賊支配新自由主義）は、「共犯者・連帯ネットワーク」を媒介させることにより、「クレプティカル・デモクラシー」（盗賊支配民主主義）へと転轍されていったのである。

参考文献

- 村上信一郎（2006A）「分裂と混迷のイタリア——中道左派が薄氷の勝利」『世界』6月号, pp.29-32.
- 同（2006B）「あたりまえのデモクラシーという『ぜいたく』——2006年4月のイタリア総選挙と中道左派政権の課題としての『正常化』」『生活経済政策』115号, pp.18-21.
- 同（2004A）「イタリア政治は盗賊支配に移行するか」『世界』12月号, pp.260-267.
- 同（2004B）「メディア・デモクラシーのもとでの政治の家産制化について——ベルルスコーニ問題序説(3)」『神戸外大論叢』55巻, 2号, pp.43-62.
- 同（2003A）「メディア・デモクラシーのもとでの政治の家産制化について——ベルルスコーニ問題序説(2)」『神戸外大論叢』54巻, 6号, pp.59-82.
- 同（2003B）「メディア・デモクラシーのもとでの政治の家産制化について——ベルルスコーニ問題序説(1)」『神戸外大論叢』54巻, 3号, pp.29-51.
- 同（2002）「イタリアの移民問題と新右翼——北部同盟の反イスラム移民論を中心に」『海外事情』50巻, 10号, pp.35-47.
- 同（2001）「ベルルスコーニ勝利の意味」『世界』7月号, pp.33-36.
- 高橋利安（2002）「最近のイタリア共和国憲法改正の動向」憲法理論研究会編『法の

支配の現代的課題』敬文堂, pp.107-118.

同 (2003) 「イタリアにおける政党制の変容」森英樹編著『市民的公共圈形成の可能性』日本評論社, pp.419-443.

- Agosta, Antonio (2006), "I risultati difformi del voto alla Camera e al Senato," *Il Mulino*, n.3, pp.461-469.
- Allum, Felia & Newell, James (2003), "Aspect of the Italian Transition: Introduction," *Journal of Modern Italy*, vol.8, n.2, pp.182-196.
- Ariemma, Iginio (ed.) (2006), *La resa dei conti 2001-2006*, Roma, Riuniti.
- Barbacetto, Gianni, Gomez, Peter & Travaglio, Marco (2002), *Mani pulite*, Roma, Riuniti.
- Bendicenti, Donato (2006), "La televisione e la campagna elettorale permanente," *Il Mulino*, n.1, pp.56-63.
- Calise, Mauro (2006), *La terza Repubblica*, Roma-Bari, Laterza.
- Corbetta, Piergiorgio & Vassallo, Salvatore (2006), "L'Italia divisa... dalla recessione e dalle tasse", *Il Mulino*, n.3, pp.422-433.
- D'Alimonte, Roberto & Chiaramonte, Alessandro (2006), "Proporzionale ma non solo. La riforma elettorale della Casa della Libertà," *Il Mulino*, n.1., pp.34-45.
- Della Porta, Donatella & Vannucci, Alberto, "Cleptocrazia," *Enciclopedia delle Scienze sociali*, vol.IX, Roma, Istituto della Enciclopedia Treccani, pp.32-41.
- Di Pietro, Antonio (2000), *Intervista su Tangentopoli*, Roma-Bari, Laterza.
- Donovan, Mark (2003), "Berlusconi, strong government and the Italian state," *Journal of Modern Italy*, vol.8, n.2, pp.231-284.
- Eco, Umberto (2006), *A passo di gambero*, Milano, Bompiani.
- Ginsborg, Paul (2001), *Italy and its Discontents*, London, Penguin.
- Id., (2004), *Silvio Berlusconi*, London, Verso.
- Lane, David (2004), *Berlusconi's Shadow*, London, Penguin.
- Diamanti, Ilvo (2003), *Bianco, rosso, verde...e azzurro*, Bologna, Il Mulino.
- Pasquino, Gianfranco (2000), *La transizione a parole*, Bologna, Il Mulino.
- Id., (ed), (2002), *Dall'Ulivo al governo Berlusconi*, Bologna, Il Mulino.
- Pepino, Livio (ed.) (2003), *Attacco ai diritti*, Roma-Bari, Laterza.
- Petrini, Roberto (2003), *Il declino dell'Italia*, Roma-Bari, Lterza.
- Ricolfi, Luca (2005), *Dossier Italia*, Bologna, Il Mulino.
- Sartori, Giovanni (1994), *Ingegneria costituzionale comparata*, Bologna, Il Mulino.

- Id., (1995), *Come sbagliare le riforme*, Bologna, Il Mulino.
- Id., (1997), *Homo videns*, Roma-Bari, Laterza.
- Id. (1998), *Una occasione mancata?*, Roma-Bari, Laterza.
- Id., (2004), *Mala tempora*, Roma-Bari, Laterza.
- Id., (2006), *Mala costituzione e altri malanni*, Roma-Bari, Laterza.
- Stille, Alexander (2006), *The Sack of Rome*, New York, Penguin.
- Sylos Labini, Paolo (2006), *Ahi serva Italia*, Roma-Bari, Laterza.
- Tuccari, Francesco (ed.) (2002), *Il governo Berlusconi*, Roma-Bari, Laterza.
- Veltri, Elio (2005), *Il topolino intrappolato*, Roma, Riuniti.
- Veltri, Elio & Travaglio, Marco (2001), *L'odore dei soldi*, Roma, Riuniti.